



南会津町告示第28号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成28年3月22日

南会津町長 大宅宗吉

記

- 1 変更する字の区域 別紙変更調書のとおり



変 更 調 書

大 字	小 字		地 番
	新	旧	
高 野	上高野	高野後	2939、2940
		東中村	1724 の 2、1745 の 2、1746 の 2、1779 の 1、1791 の 3、1802 の 2、1803 の 2、1804 の 2、2972、2976、2977 の 1、2977 の 2、2978
		西中村	1698 の 3、3146 の 1、3146 の 2
		焼屋敷	3008
		矢萩原	979 の 3、993 の 2
	中高野	高野後	2944
		塩ノ平	1427 の 2、1427 の 3、1436、1437 の 1
	塩ノ平	向山口	1513 の 2、1513 の 3
	西中村	上高野	46 の 2、47 の 2、48 の 2、80 の 2、80 の 3、125 の 2、126 の 2、134、135、146、155、156、158
	上ノ原	岩崎山	939